

とき

TOKINO KIRAMEKI

季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌

Vol.15

CONTENTS

◆ ユキマサ君が行く
青少年育成の祖 根本正の
ふるさと那珂市を訪ねて

- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ 車検証が電子化されます
- ◆ 不要な土地所有権を国へ
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

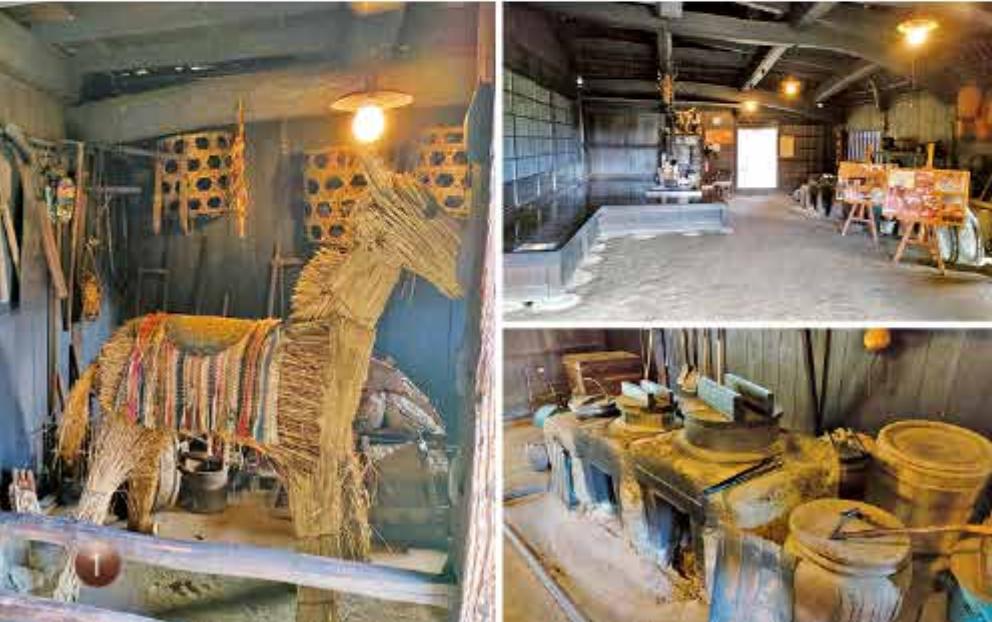
那珂市 根本正の ふるさと

青少年育成の祖

那珂市



曲がり屋全景（上）建物内部に一体化した馬小屋（左下）と土間と昔懐かしいかまと



今回は、那珂川をはさみ水戸の「ちょつと北」に位置する那珂市を訪ねました。

那珂市では縄文以降の土器・石器や那珂川沿いの台地に遺跡・古墳も発見されており、太古から人々が地域に根差した豊かな生活を営んでいました。

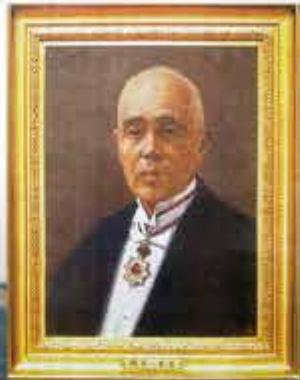
それだけなく、実は那珂市には明治維新後の日本で驚くような貢献をした偉人がいたことをご存じでしょうか？

ぜひ一緒に、那珂市の魅力を再発見してみましょう。

那珂市 曲がり屋

「曲がり屋」とは東北地方と茨城県の一部にみられる寒さの厳しい地方の代表的な民家形式。母屋から土間・厩が突出し、鈎の手に曲がっていることからそう呼ばれています。那珂市では、文久2年（1862年）に建築された「曲がり屋」を、市役所前の公園（一の関ため池親水公園）内へ移築・復元し、実際に見学することができます。

理由は諸説ありますが、その当時重要な労働力であった馬や牛を大切にするため厩を屋内に設けたといわれています。



根本正

嘉永4年(1851)生・昭和8年(1933)没

しょう

日本の青少年の健全育成に
つとめた那珂市出身の政治家

根本正は那珂郡東木倉(那珂市)に生まれ、庄屋(村長)を務める祖父に読み書きの手ほどきを受け、やがて水戸学を学びました。

水戸藩の役人時代に、パリ万博(1867年)に出席した藩主の家来が持ち帰った時計とマッチを初めて見て驚倒し、さ

マイルズ原著・明治4年刊行)を読み「努力すれば報われる」という言葉に勇気づけられ、渡米の夢を抱きました。

努力が実り渡米の夢を叶え、米国の教育制度を身をもつて経験しました。帰国後は衆議院議員となり、まず明治32年に、

小学校の授業料を全廃することに成功しました。次に「未成年者喫煙禁止法案」や「未成年者飲酒禁止法案」を提出し、幾多の困難に遭っても不撓不屈の精神を貢

献書も提出、成立にも貢献しました。次に「未成年者喫煙禁止法案」や「未成年者飲酒禁

止法案」を提出し、日本で有用な人間になれ、とその前途を奨めし、根本正は生涯この言葉を忘ることはなかつた。

明治三十一年初当選以来、二十六年間当地選出の衆議院議員を勤め、すべての子供が平等に教育を受けられるよう、小学校の授業料を全廃させ、また未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法の制定など、青少年の心身の健全な成長を図るため、懸命な努力をした。

さらに、水郡線の完成、利根川の治水、つくば市の高層気象台の設置、村松砂丘の砂防林植栽の推進など、地域社会の発展に尽くし、昭和八年(一九三三年)東京で静かに八十一歳の生涯を終えた。

いろいろなことに
尽くされたんだニヤ!



(写真①) 水郡線鉄道建設に関する建議書も提出、成立にも貢献

(写真②・③) 根本正の生誕地

(石碑は私有地内に建立)



（写真①）水郡線鉄道建設に関する建議書も提出、成立にも貢献

（写真②・③）根本正の生誕地

（石碑は私有地内に建立）

根本正生誕之地

教育立国の政治家根本正は、嘉永四年(一八五一年)この地で根本徳孝、はやの次男として生まれた。

十二歳で水戸学を学び、幕末・維新的騒乱の最中、十六歳で水戸藩に仕え、明治四年二十歳で上京、人力車夫などをしながら、啓蒙思想家中村正直の私塾に学んだ。

二十八歳で渡米し、小学校一年生から学びなおし、富豪フレデリック・ビリングス氏の支援を受けつつ、バー・モンタ大学で政治学を学び、三十八歳のとき優秀な成績で卒業した。

帰国を前に、ビリングス氏は根本正に日本で有用な人間になれ、とその前途を奨めし、根本正は生涯この言葉を忘ることはなかつた。

明治三十一年初当選以来、二十六年間当地選出の衆議院議員を勤め、すべての子供が平等に教育を受けられるよう、小学校の授業料を全廃させ、また未成年

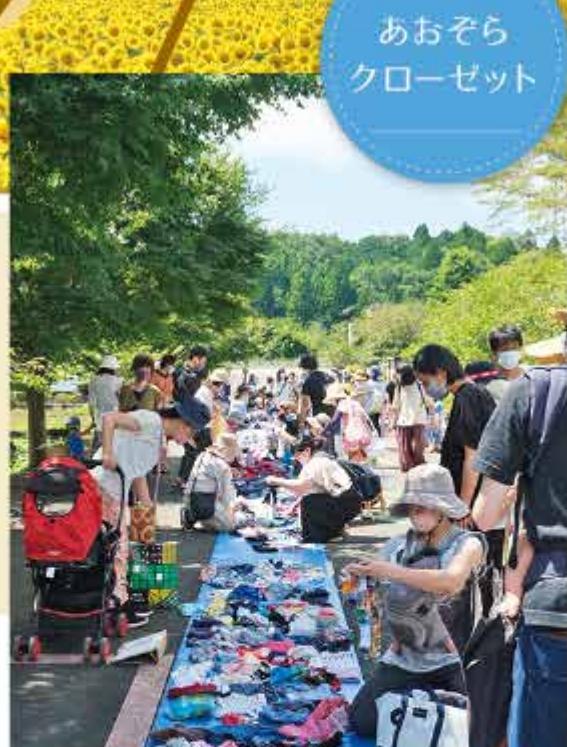
者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法の制定など、青少年の心身の健全な成長を図るため、懸命な努力をした。

さらに、水郡線の完成、利根川の治水、つくば市の高層気象台の設置、村松砂丘の砂防林植栽の推進など、地域社会の発展に尽くし、昭和八年(一九三三年)東京で静かに八十一歳の生涯を終えた。



那珂市では、子どもが大きくなつてもう着られなくなった服を“おさがり”にして、次の子どもたちにつなげていくイベントを行っています。名付けて「あおぞらクローゼット」。

地域ボランティアと那珂市地域おこし協力隊を中心に静峰ふるさと公園で開催され、毎回好評です！詳しくは静峰ふるさと公園公式Instagramをご覧ください。



倭文織とは、常陸国風土記にこの地で織っていたと描かれていたりの植物から採れる纖維を材料にした幻の織物です。

那珂市ではこの貴重な倭文織の再現に挑戦した取り組みがなされています。（現在、常設販売はしておりません。）



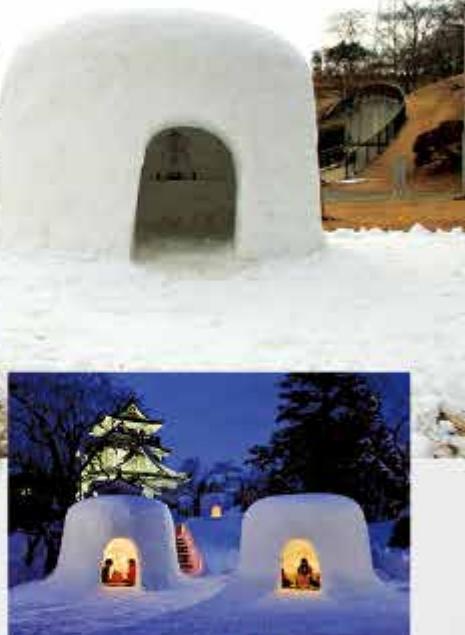
友好都市の秋田県横手市から運ばれた雪を用いて「かまくら職人」が「かまくら」を作り上げました! (右下の写真は秋田県横手市) 静峰ふるさと公園の1月の雪まつりにて。かまくらの中は実は暖かいそうですよ。

静峰ふるさと公園
イルミネーション



「日本さくら名所100選」にも選ばれた八重桜の名所でもある静峰ふるさと公園で、桜以外の季節でも楽しめるよう、冬のイルミネーションを実施します!

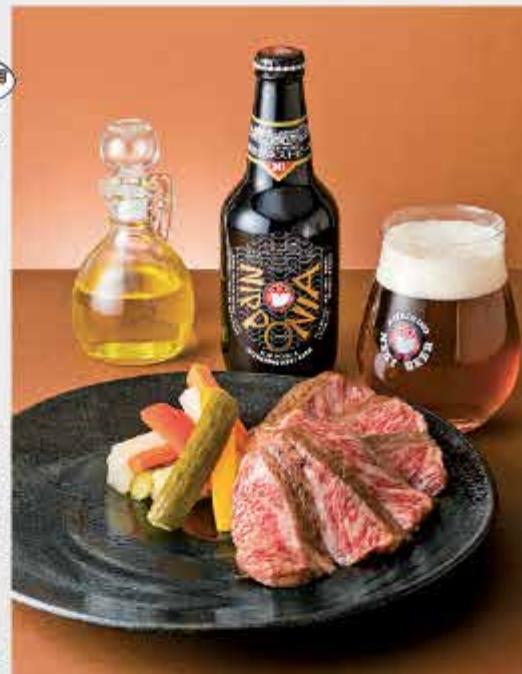
ミニかまくら



(写真上) 秋田県横手市



(写真上) 阿弥陀寺の樹齢320年の枝垂桜



(写真上) 那珂市特産品ブランド認証品(一部)

「季のきらめき」第15号の発刊、おめでとうございます。

行政書士会の皆さんには、日頃から、市政運営に対し格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。また、市民の頼れる存在として日々ご尽力いただいていることに、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、本市は県北の玄関口に位置し、市のほぼ中心には常磐自動車道那珂ICがあり、JR水郡線は9つの駅を有するなど「住みよさ」が自慢の街です。

春には八重桜、夏にはひまわり、秋にはお月見、冬には白鳥が飛来する1年を通して楽しむことができる那珂市に、ぜひお越しください。



那珂市長
先崎 光

⑤

こんにちは！行政書士です。

こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人連がおります。令和4年10月末現在、全国で会員登録者数は51,223名となっており、茨城県行政書士会には、1,197名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- ・建設業許可申請
- ・宅建業免許申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・貨物自動車運送業許可申請
- ・倉庫業の許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請
- ・入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- ・株式会社等法人設立関係書類作成
- ・会計記帳、決算書類の作成
- ・各種議事録、社内規定の作成
- ・各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- ・公的機関助成金、融資手続き
- ・雇用、賃金についての相談
- ・経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- ・遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・内容証明郵便の作成
- ・契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- ・交通事故調査
- ・自賠責保険の請求手続き
- ・著作物の登録
- ・任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- ・在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産 に関すること

- ・住宅賃貸借契約書
- ・不動産売買契約書
- ・建築請負契約書
- ・農地転用許可申請
- ・開発行為許可申請





車検証が電子化されます

2023年1月4日より

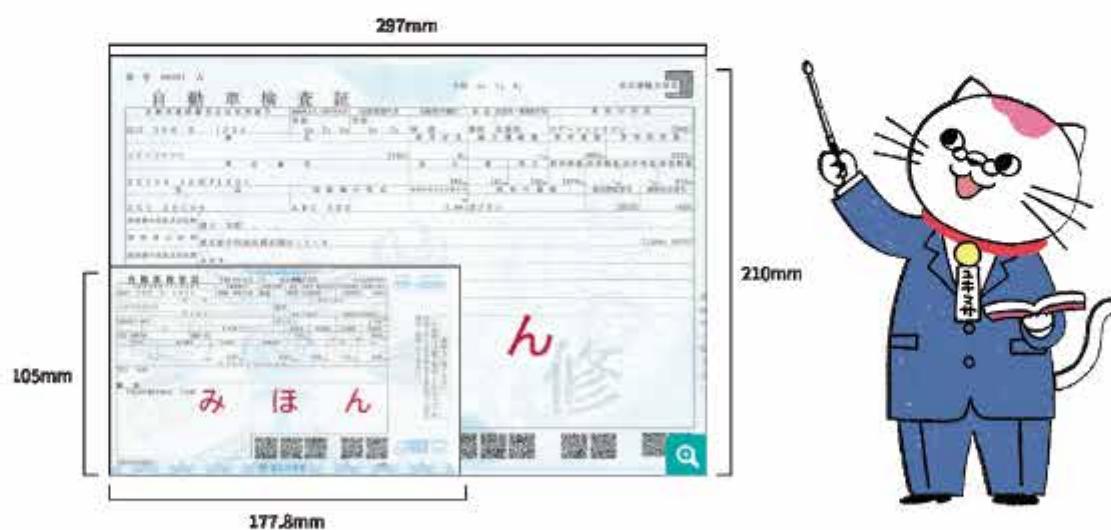
車検証が電子化されます



ここが変わる!

1. A6サイズでコンパクト

従来のA4サイズからICタグが貼付されたコンパクトなA6サイズの厚紙になります。



2. 車検証情報はアプリで確認

変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報(有効期間や使用者住所、所有者情報)のみの記載となり、その他の車検証情報はICタグに格納されます。ICタグに格納された情報は、車検証閲覧アプリを活用して確認することができます。

車検証閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力(PDF等)や車検証情報以外の情報(リコール情報等)の確認も可能になります。



※車検証閲覧アプリについては公開準備が整い次第、下記「電子車検証特設サイト」で案内予定

3. 記録等事務代行サービスで一部手続きが出頭不要

電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。



※軽自動車は、2024年1月に導入予定となっております。

[電子車検証特設サイト](https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/)



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



自動車の登録申請は、
お近くの行政書士にご相談ください。

不要な土地所有権を国へ

2023年4月から
「相続土地国庫帰属制度」
がスタートします。



- 1 相続または遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる。

自ら購入した土地や生前贈与を受けた土地は対象にならない。

- 2 一定の要件を設定して、法務大臣が審査を実施する。

要件

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する以下の
ような土地に該当しないこと。【帰属法第2条・第5条関係】



- ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作部物等がある土地
イ 土壌汚染や埋設物がある土地 ウ 崖がある土地
エ 権利関係に争いがある土地 オ 担保権等が設定されている土地
カ 通路など他人によって使用される土地

- 3 審査手数料の他、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要である。

- 4 国庫に帰属した土地は、普通財産として、国が管理・処分する。

手続イメージ

1 承認申請

【帰属法第2条・第3条関係】

申請権者

相続又は遺贈（相続人に対する
遺贈に限る）により土地を
取得した者



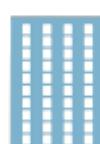
2 法務大臣（法務局）による

要件審査・承認

【帰属法第4条～第9条関係】

・実地調査権限あり

・国有財産の管理担当部局等に
調査への協力を求めることが
できる。



4

国庫帰属

【帰属法第11条関係】

3

申請者が10年分の土地管理費相当額の
負担金を納付

【帰属法第10条関係】

具体例

申請権者

単独所有

① 相続等により所有権の全部を取得した所有者

父団から子団が相続により土地を取得



② 相続等により所有権の一部を取得した所有者

父団から子A・子Bが購入し、子Bが子団の持分を相続により取得



共有

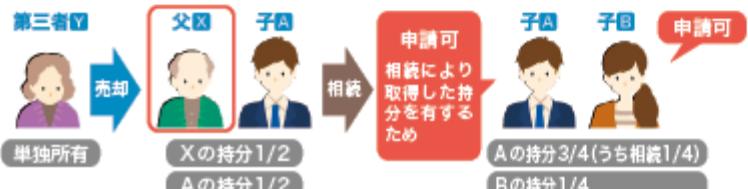
③ 相続等により共有持分の全部を取得した共有者

父団から子A・子Bが相続により土地を取得



④ 相続等により共有持分の一部を取得した共有者

第三者Yから父団、子団が購入し、父団の持分を子A・子Bが相続により取得



⑤ 相続等以外の原因により共有持分を取得した共有者

第三者Yから父団、法人Zが土地を購入し、父団の持分を子団が相続により取得



負担金

● 負担金算定の具体例

① 宅地



面積にかかわらず、20万円

ただし、一部の市街地^(注1)の宅地については、面積に応じ算定^(注2)

(例) ·100m² 約55万円
·200m² 約80万円

② 田、畠

面積にかかわらず、20万円

ただし、一部の市街地^(注1)、農用地区域等の田、畠については、面積に応じ算定^(注2)

(例) ·500m² 約72万円
·1,000m² 約110万円

③ 森林



面積に応じ算定^(注2)

(例) ·1,500m² 約27万円
·3,000m² 約30万円

④ その他

※耕種他、原野等

面積にかかわらず、20万円

注1:都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。
注2:面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1m当たりの負担金額は低くなる。

● 負担金計算の特例

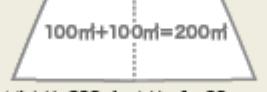
承認申請者は法務大臣に対して、隣接する2筆以上の土地について、一つの土地とみなして、負担金の額を算定することを申し出ることができる。(帰属政令5)。

例) 隣接する2筆の土地を申請する場合
(例:市街化区域外の宅地)

1筆ごとに
算定



面積を
合算



茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催いたしました。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「国際化」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。

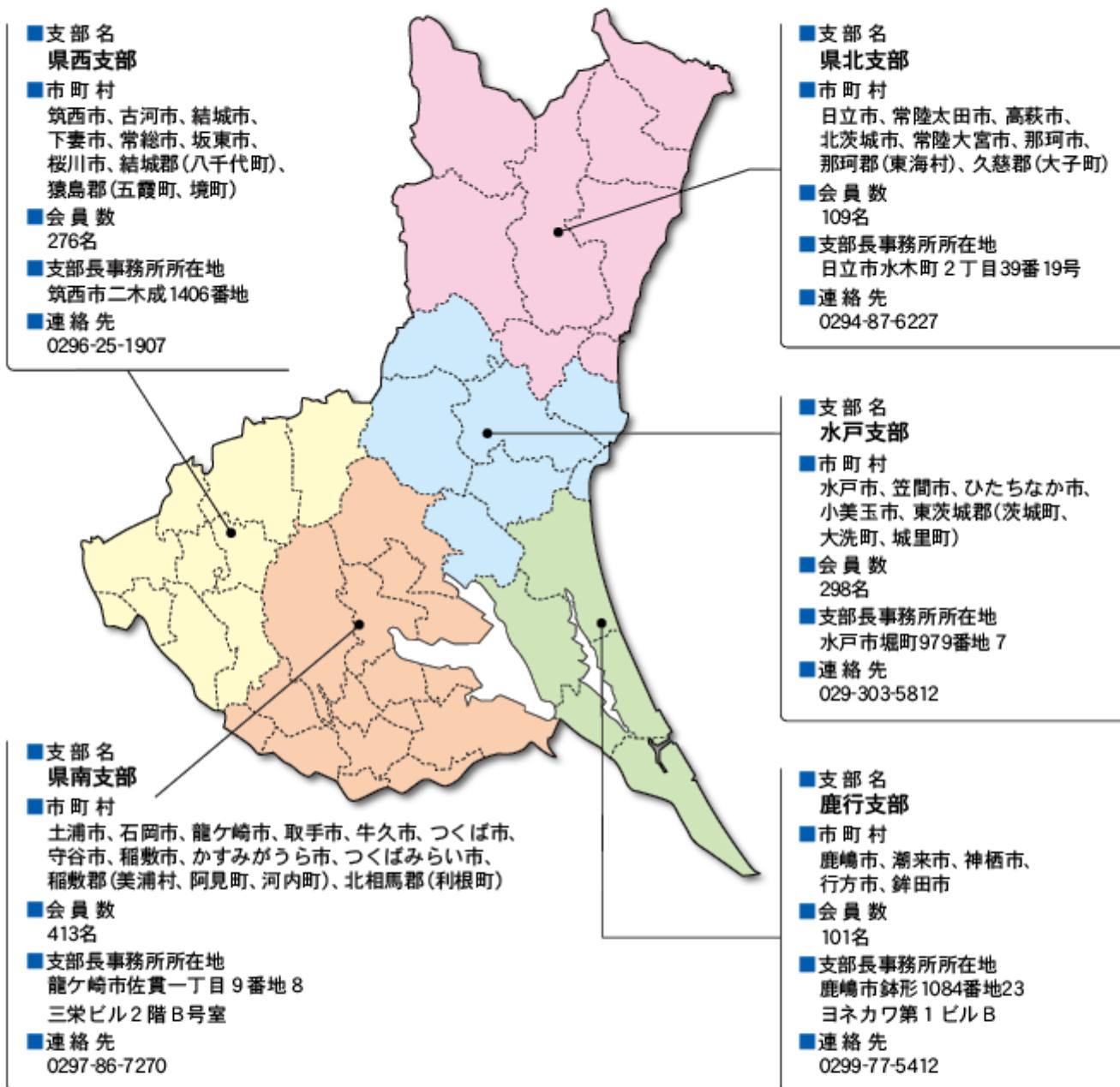


災害支援

茨城県行政書士会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内29市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介



(令和4年11月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

令和4年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和4年12月15日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
あ	阿見町	かすみ公民館 1階 会議室 (要予約)	原則毎月第3または第4日曜日 (12/18・1/22・2/19・3/26)	午後1時30分～午後4時30分	予約先:担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電話受付)
い	石岡市	国府地区公民館 小3会議室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
	茨城町	茨城町役場 2階 第一会議室	原則毎月第2水曜日 (12/14・1/11・2/8・3/8)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 相談室 (要予約)	原則毎月第4土曜日 (12/24・1/28・2/25・3/25)	午後1時～午後4時	予約先:担当 小野寺 080-7855-2121
お	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (12/20・1/17・2/21・3/22)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階または2階 会議室	原則毎月第3火曜日 (12/20・1/17・2/21・3/22)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	原則毎月第3土曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午前10時～正午	予約先:担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室 (要予約)	原則毎月1回 (12/2・1/6・2/1・3/2)	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	五霞町	中央公民館	2/18	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685
さ	境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (12/25・1/29・2/26・3/26)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
	桜川市	岩瀬庁舎第一庁舎 1階 フロア	12/12・2/13	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	12/13・1/10	午後1時～午後4時	担当 飯塚 0297-42-5880
	城里町	常総市商工会 石下事務所	2/14		
	城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (12/13・1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (12/17・2/18)	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室 (要予約)	原則毎月第2木曜日 (12/15・1/12・2/16・3/16)	午後1時～午後4時	予約先:担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時30分～午後4時30分 (30分以内)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 (地域福祉センター) ボランティア室① (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (12/9・1/13・2/10・3/10)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先: 東海村社会福祉協議会 029-283-0205
は	坂東市	岩井公民館 会議室 (市民に限る)	1/29	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第2・4水曜日 (12/14・12/28・1/11・1/25・2/8・ 2/22・3/8・3/22)	午後1時～午後4時	予約先：日立市役所 往訪戦略課 0294-22-3111
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (12/1・12/15・1/5・1/19・2/2・2/16・ 3/2・3/16・3/30)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階 会議室	原則毎月第2・4木曜日 (12/8・12/22・1/12・1/26・2/9・3/9・ 3/23)		
	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3月曜日 (12/9・1/16・2/20・3/20)	午後1時30分～午後5時 (30分以内)	予約先：担当 大和田 0294-23-1766
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (12/1・12/8・12/15・12/22・1/5・ 1/12・1/19・1/26・2/2・2/9・2/16・ 2/24・3/2・3/9・3/16・3/23・3/30)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/9・1/13・2/10・3/10)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	中央公民館 2階 団体会議室	原則毎月第2土曜日 (12/10・1/14・2/11・3/11)	午後1時～午後4時 10/8(午前10時～午後4時)	守谷市役所 総務課 0297-45-1111
や	八千代町	中央公民館	2/25	午前10時～午後1時	担当 細井 0282-33-3685

*最新の情報は行政書士会HPでご確認下さい。

混沌とした時代だからこそ頼れる行政書士



茨城県行政書士会
会長 古川 正美

“季のきらめき”をご覧頂き有り難うございます。

この“季のきらめき”は、茨城県内の各街を訪問し、その街の素晴らしさを、改めて認識して頂き、併せて、行政書士の業務を皆様方に知って頂くための情報誌として刊行致し、今回で15冊目となります。

今回は、那珂市を訪問致しました。那珂市は水戸に隣接しているというアクセスの良さに加え、豊かな自然環境を新たな視点で再構築したチャレンジ、たとえば夏の観賞用ひまわり畑から食用ひまわりオイルを絞って市の特産品としたり、春の桜の名所を冬のイルミネーションに活用したりと、見どころが盛りだくさんです。ぜひ、ゆっくり那珂市を訪れその魅力を再発見しては如何でしょうか？

又、巻末には行政書士の業務も紹介させて頂きました。なかなか行政書士は何をしているのか、ご理解して頂けない所が有ります。私たちの業務は多岐に亘っておるため、その一部ですが紹介させて頂きました。

これを機に、皆様の身近にいる法律家として、ご気軽にご相談いただければ幸いです。



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町 978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会
TEL (029)305-3731
FAX (029)305-3732



発行者 会長 古川 正美
編集 担当副会長 郡司 孝夫
広報・監察部 石神 敦子
大嶋 薫
斎藤 強
藤田 佳奈

印刷所 コトブキ印刷株式会社

ご感想をお寄せ下さい
E-mail : info@ibaraki-gyosei.or.jp

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732
URL:<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索



季のきらめき

Vol.15

令和4年
12月15日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5F)

TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>